

平成 25 年 3 月 29 日

緊急災害時動物救援本部
評価委員会報告書－中間報告－

目次

I 「評価の進め方」に関する基本的考え方

II 評価結果

1 「救護」全般の評価

2 事項別の評価

(1) 組織体制

(2) 支援活動

①義援金等の募集及び執行

②人及び物資の支援、技術等に関する助言

③その他

(3) 関係機関との連携

(4) 広報

III 「救護」のあり方に関する提言

IV 今後の評価委員会の進め方

参考資料

- ・ 評価委員会の開催経緯
- ・ 評価委員会の委員等名簿
- ・ 評価委員会設置要綱

I 「評価の進め方」に関する基本的考え方

- ・緊急災害時動物救援本部は、動物愛護精神及び人間と動物との絆を守る観点から、被災した動物の救護に関する人材派遣・物資援助・資金供与等の各種活動を実施し、多大な成果を挙げてきている。
- ・しかし、今回の震災は、東北 3 県を中心として被害が広域的に及んでおり、また、原子力発電所の事故の影響を受けて福島県を中心に被害の影響が長期間にわたるものであったことから、これまでの局地的な震災における対応と同様の方法では対処しきれないところが少なくなかった。
- ・一方、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震などの大災害の発生が危惧される中、今回の東日本大震災のように広域的・長期的にわたる等の不測の災害の発生に備えて、緊急災害時動物救援本部は事前にできる限りの準備をしておく必要にも迫られている。
- ・このような状況を踏まえて、本委員会は、今後の緊急災害時の動物救護のあり方の検討に資するために、東日本大震災における緊急災害時動物救援本部の業務遂行及び義援金の活用等について、専門家としての知見と経験に基づいて評価を行ったものである。
- ・なお、本報告書は、福島県における被災動物の救護活動の終息の目処が立っていないことから中間報告書としてとりまとめたものである。また、評価に当たっては、いわゆる「会計及び業務監査」の際に必要とされるような検査等を実施したものではなく、関係者に対するヒアリング等をもとに概括的な評価報告書としてとりまとめたものであることをお断りしておきたい。
- ・末文になるが、今回の震災により、ご家族等をなくされた方々に対して哀悼の意を表するとともに、被害を受けられた方々に対してお悔やみの言葉を申し上げる。また、かけがえのない伴侶であったペットを失われた方々に対しても、心よりのお見舞いを申し上げます。

II 評価結果

1 「救護」全般の評価

<実施状況及び成果>

- ・緊急災害時動物救援本部は、従前にも増して、被災した動物の救護に関する人材派遣・物資援助・資金供与等の各種活動を精力的かつ献身的に実施していた。緊急災害時動物救援本部の今回の活動は、緊急災害時動物救援本部の目標である「動物愛護精神及び人間と動物との絆を守る」ことに、多大な貢献をしたと評価できる。
- ・しかし、今回は、未曾有の大震災であったことから致し方ない面があったことを否定できないが、残念ながら、平時からの事前の準備不足や効率性を十分に確保できていない救護活動が一部に見受けられたことから、今後に向けた改善を期待したい。

※参考：主な救護活動実績（動物数など）

岩手、宮城、福島県の各現地本部が保護した犬と猫の頭数

	犬	猫	合計
岩手県	202	130	332
宮城県	821	1,403	2,224
福島県	558	584	1,142
合計	1,581	2,117	3,698

ボランティア登録数（延べ人数）

一時預かり	3,284
シェルター	1,140
輸送	582
合計	4,068

<今後の検討課題>

- ・今回の東日本大震災の教訓を今後の活動に活かすためにも、「救護」の概念を幅広く捉え直し、震災時における直接的な行為としての救護活動だけでなく、平時から、各都道府県における現地の救護本部の組織化、ボランティアリーダーの育成、救護活動の実施方法等に関する定期的な研修会の実施などを行うことが必要である。
- ・これまでの「救護」は義援金を活用した民間活動が主体であったが、環境省や都道府県等の行政機関も予算措置をして救護活動を実施し始めている。このような状況の変化を

踏まえつつ、官民や各動物関係団体間の役割分担を踏まえた緊急災害時動物救援本部の位置付けの検討を行ったうえで、①義援金などを活用して民間主体で行う救護活動と行政機関が予算措置をして行うべき救護活動との関係の整理、②緊急災害時動物救援本部における救護活動の実施方法、を検討することが必要である。

- ・保護収容施設を使った救護活動は緊急避難的なものであることから、これまでの経験を踏まえて、「救護活動の終息（エンドポイント）の時期や方法そしてそれを決定する基準と根拠」に関する考え方の整理が必要である。この場合、行政機関、現地の救護本部組織と緊急災害時動物救援本部の役割や活動については、それぞれに分けて考えるべきである。

2 事項別の評価

(1) 組織体制

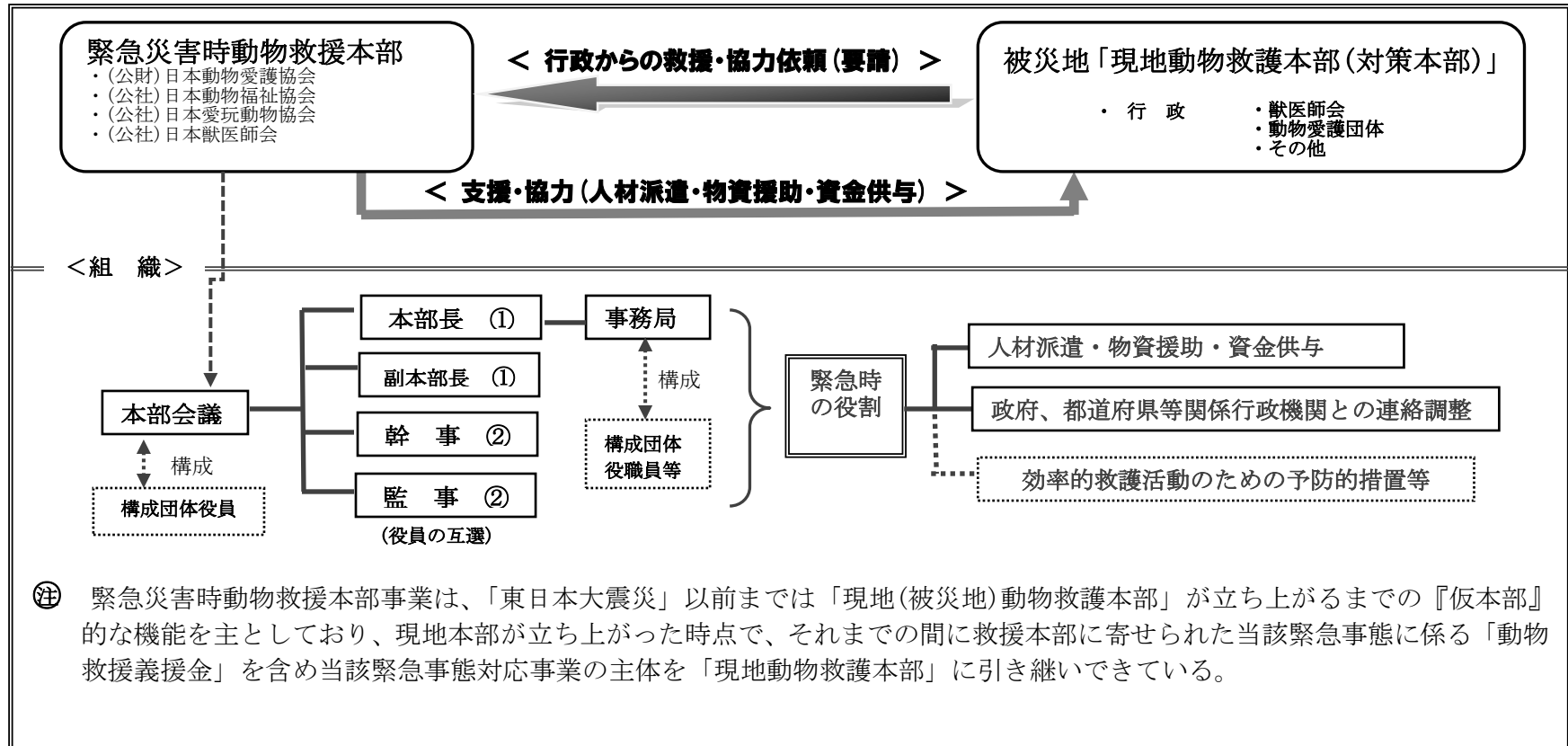
<実施状況及び成果>

- ・緊急災害時動物救援本部は、これまでの経験を踏まえて、東日本大震災動物救援本部を直ちに立ちあげて精力的に支援活動を開始した。この迅速な動きについては、高く評価できるものであり、結果として大きな実績や社会的反響を得たところである。
- ・今回の震災では、現地の救護本部の組織化や活動の遅れ等があったことから、これまでとは異なり、緊急災害時動物救援本部の判断を主体として救援活動を行ったり、現地での活動団体等に対して直接に助成資金を交付したりする等の措置を実施した。
- ・しかし、これまでの緊急災害時動物救援本部は、現地の動物救護本部の求めに応じて、オフサイトから現地の活動を下支えする立場で各種の支援活動を実施してきたものである。今回のこれまでとは異なるやり方については、現地の体制が未整備であった初期段階においてはやむを得ない措置であったとする面があることも否めないが、結果として、現地の救護本部と緊急災害時動物救援本部の2つの異なる指揮命令系統にある活動が混在することもあった。
- ・なお、宮城県や仙台市は救護の拠点施設となりうる動物愛護管理センターが設置されていたこと、岩手県・宮城県・仙台市は平時から都道府県獣医師会や動物愛護団体とが防災協定の締結や救護活動に関する具体的な連携協力のあり方についての取り決めを行っていた等の官民の連携体制を構築していたことから、現地の救護本部の組織化や救護活動の開始を遅滞なく実施できた。しかし、このような施設や連携体制の整備が十分でなかったうえに、誰もが経験したことのない原発事故に対する対応を迫られることになっ

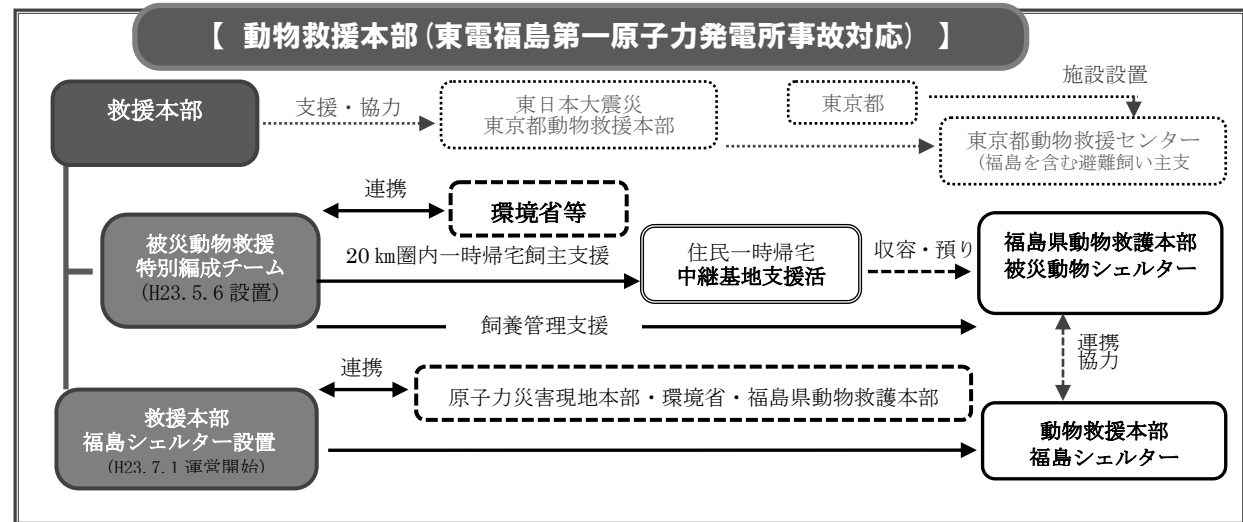
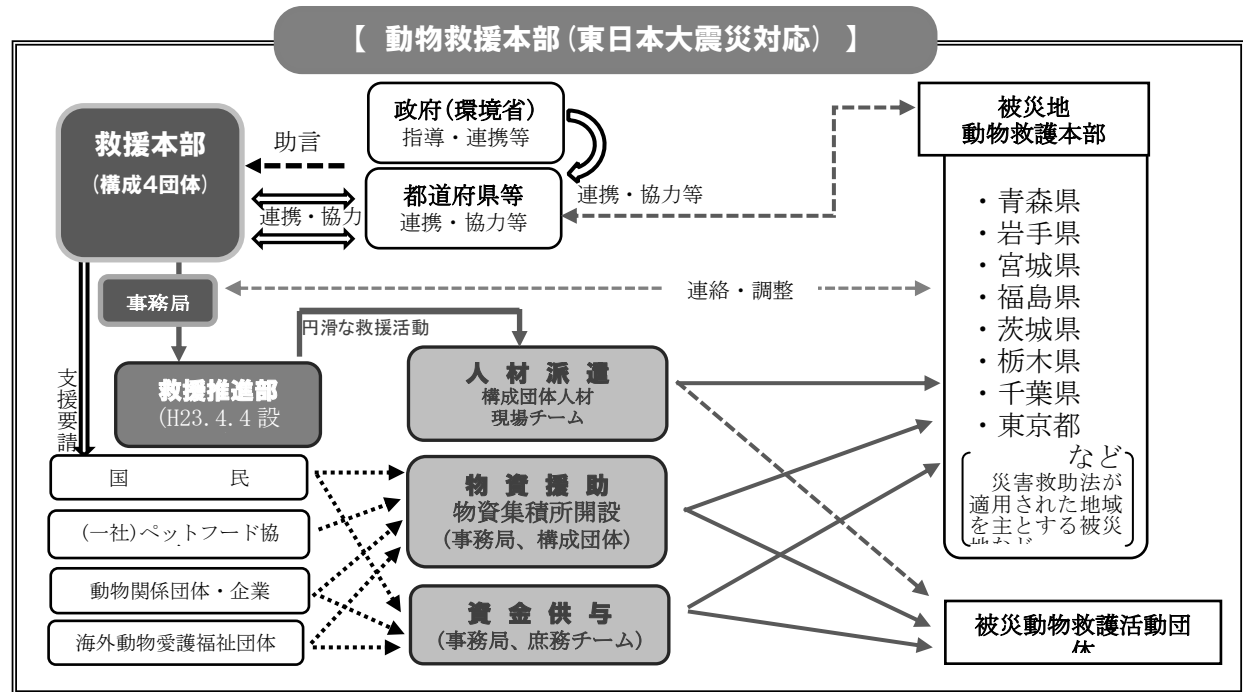
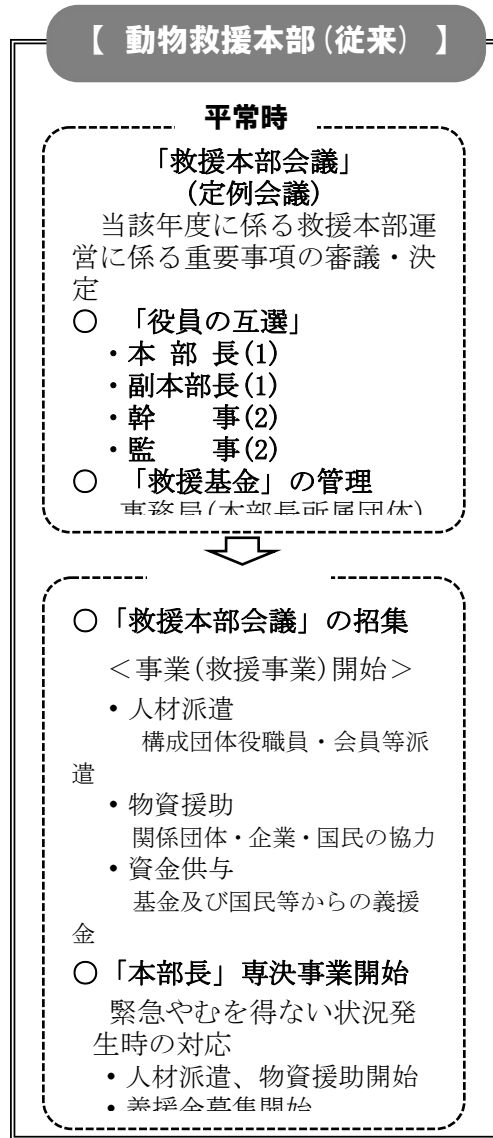
たことから、福島県では、現地の救護本部の立ち上げや活動の開始が他県に比べて大幅に遅れることとなっていた。

※参考：組織体制図（次頁）

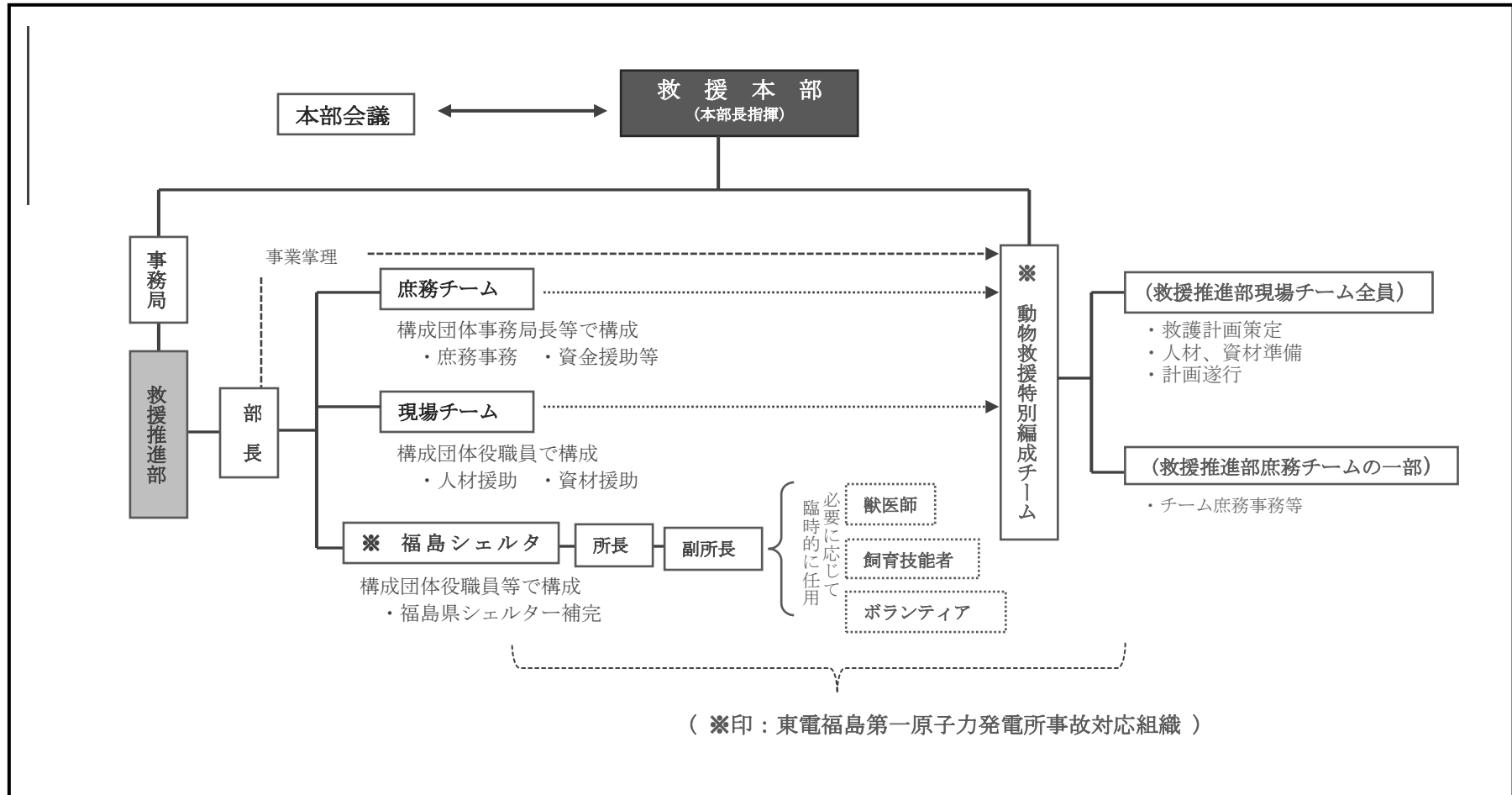
< 従来への対応概要図 >



< 東日本大震災での対応概要図 >



< 緊急災害時動物救援本部「東日本大震災等」対応組織概要図 >



<今後の検討課題>

- ・発災直後の人命優先の状況下で、現地における救護本部の立ち上げ及び活動を行うことは極めて困難である。特に被災地においては社会的理解を得難い面も少なくない。このような状況にかんがみ、平時から、防災協定の締結などを契機として、緊急災害時動物救援本部の構成団体(地方組織を含む)と各都道府県との連絡調整を密にする等により、初動対応の遅れを回避する方策について検討する必要がある。
- ・緊急災害時動物救援本部と現地の救護本部との役割分担の整理が曖昧である。①これまでの緊急災害時動物救援本部の活動は、後方支援や関係行政機関の指導監督下でのサポートを主体としつつ、義援金の募集窓口やボランティア活動要員の募集・派遣などを行う立場を基本として活動を展開してきたこと、②相互の役割分担は固定的なものではなく、各地域固有の事情や救護活動の進捗状況に応じてケースバイケースで柔軟に対応できるものが望ましいこと、③指揮命令系統は単純であるほど混乱が少ないとともに、現地の事情に精通しているのは現地の関係機関であることから各種民間団体等の指導監督を含めて、現場のことは現場に任せることを基本とすること、等に留意して、緊急災害時動物救援本部の位置付けを再整理する必要がある。
- ・何をおいても、平時からの準備が重要である。緊急時災害動物救援本部は、災害時のみならず、平時においても災害発生時に備えたボランティア要員の養成や諸機材の準備、同行避難に関する普及啓発などの予防的活動を積極的に行う必要がある。また、災害発生時には、いかなる不測の事態が生じた場合であっても迅速に対応できるように、「東日本大震災緊急災害時動物救援本部」などと災害のたびに個々別々に固有の組織を立ち上げなくても対応できるような体制とするとともに、義援金の執行やボランティア要員の派遣の方法についてもマニュアル化を考えておく必要がある。
- ・今回は被災地域が広域に渡っていたために分業体制で実施せざるを得なかったのかもしれないが、今回のように現場チームと庶務チームなどの個別部門に分割して組織運営を行うことについては、情報の偏りや組織内部間での連絡調整の不徹底などが生じるおそれがあることから、緊急災害時動物救援本部の内部の組織体制のあり方についても検討をする必要がある。

(2) 支援活動

① 義援金等の募集及び執行

<実施状況及び成果>

- ・緊急時災害動物救援本部が窓口となって義援金の募集活動を行った結果、平成 25 年 2 月 28 日現在約 6 億 9 千万円の寄付金が寄せられた。このように多額の浄財が広く一般の方々から集まることとなったのは、緊急災害時動物救援本部のこれまでの活動が社会的に大きな評価をされている証左であると考えられる。
- ・集まった寄付金については、そのうちの約 4 億円を、緊急災害時動物救援本部が主体となって募集及び審査をし、現地において救護活動をしている関係自治体や民間の動物愛護団体等に交付した。関係自治体や民間の動物愛護団体においては、この交付金を活動資金とした救護活動が行われた結果、現地における救護活動は総体的に前進した。
- ・しかし、これまでは緊急災害時動物救援本部に集まった寄付金を現地の動物救護本部に引き渡してきたところであるが、今回のように緊急時災害動物救援本部が主体となって各団体に対して直接交付するといった異なる方式をとったことに伴い、現地の救護本部の指導監督下でない団体や活動に対しての交付が行われたり、配分・交付された寄付金の収支や実績報告のチェックに多大な労力と時間が必要とされたりするといった新たな課題も散見されたところである。
- ・また、緊急災害時動物救援本部は任意団体であることから、緊急災害時動物救援本部に対して直接に寄付される義援金については、所得税等に関する寄付金控除措置が受けられないという従前からの課題についても改善がされていなかった。
- ・なお、現在の寄付金の残額は約 2 億円であり、主に福島県における救護活動に充当される予定である。

※参考：義援金の収支概要

(単位：円)

預かり義援金額 (①)	690,606,921
支出金額 (②)	489,798,302
現地動物救護本部・一般動物愛護団体への配分交付金額	405,655,500
救援運搬費	8,584,191
福島直轄シェルター・一時帰宅支援 (中継基地) 諸経費	35,741,882

支援物資保管施設諸経費	5,769,602
救援事務局経費	26,688,300
救援活動交通費	7,358,827
預かり義援金残高 (①-②)	200,808,619

支援物資（一般社団法人ペットフード協会提供分のみ）

ペットフード (単位：トン)

犬	猫	ウサギ	合 計
158	83	2	243

ペット用品

物資の種類	数量
ケージ	690 式
簡易ハウス	120 式
トイレシート	43,000 枚
トイレ砂	11.2 トン
シャンプータオル・シート	80,000 枚
ステンレス食器皿	1,800 枚
ホットマット	500 枚

<今後の検討課題>

- ・今回、現地の動物救護本部の立ち上げや活動の本格化が遅れがちであったという特殊事情があったことは否めないが、現地の事情に精通していない緊急時災害時動物救援本部が各団体に直接配分・交付するしくみのあり方については、①現地の動物救護本部に対する緊急災害時動物救援本部のスタンス、②現地における指揮命令系統を踏まえた被災自治体の指導監督のもとでの効果的・効率的な救護活動の推進、③各交付団体における寄付金の適正執行の担保、といった観点から再検討をすることが必要である。
- ・寄付者の便宜を図るとともに、寄付金をより広く集められるようにするために、寄付金控除制度を受けられるような仕組みを検討することが必要である。
- ・寄付金の総額が救護活動に必要なとされる費用を超える場合も想定されることから、災害発生時における救護活動のみならず、平時にも必要な活動ができるように、義援金を有効に活用することについても検討が必要である。

・寄付者に対する説明責任を十分に果たすために、寄付金等の配分・交付・執行の要件や決算・監査・評価報告の実施方法を事前に整備しておく必要がある。この際、寄付については「お金」だけでなく、物資や人的支援についても同列に扱っていくとともに、監査については第三者による実施方法の導入を視野に入れるべきである。また、広報活動経費や事務経費などの間接的経費への使用についても、寄付金の総額に応じた一定割合を上限とする包括的な一律規定ではなく、必要額に関する積算根拠を明確にした具体的かつ詳細な要件設定が必要である。

②人及び物資の支援、技術等に関する助言

<実施状況及び成果>

- ・災害発生当初は、ガソリンの不足や宿泊施設の不足などが大きな障害となり、救護活動をしてくれるボランティア要員がなかなか集まり難い状況であった。また、中には救護活動に不慣れな人もいたが、結果として、総計 1,676 人（平成 25 年 3 月 31 日現在）の人達が献身的に救護活動を実施し、飼い主の方々からの心よりの感謝と大きな成果を得ることができたところである。
- ・なお、災害時のペットの救護方法や同行避難の必要性に関する行政機関の認識が希薄であったり、ワクチンの未接種、不妊去勢の未実施及びしつけの不行き届きがあったりして、同行避難ができるような状態で飼養保管をしている飼い主が少なかったといった問題も散見されたところである。

※参考：人及び物資の支援結果

人による支援

活動の種類	人数
救援本部福島シェルターにおける犬猫の世話	465
福島原発事故一時帰宅支援（中継基地における犬猫の保護依頼受付業務）	500
支援物資集荷所仕分け作業（田園調布）	387
支援物資集荷所仕分け作業（新宿御苑）	324
延べ人数合計	1,676

物資の送付先

現地本部および現地本部や行政、 および構成団体と連携が認められる 民間団体	ドッグフード（ドライ）	5,800 kg
	キャットフード（ドライ）	7,550 kg
	キャットフード（缶詰）	2,000 kg
	猫砂	3,000 ㍑
	ペットシート	1,000 枚
被災者本人（避難所等にいることが確認できる場合）	ドッグフード（ドライ）	150 kg
	キャットフード（ドライ）	350 kg

※この他に関係各所に送付

目 次

1 はじめに	… 1
2 動物救護活動の法令上の位置づけ	… 2
(1) 災害対策基本法	… 2
(2) 動物の愛護及び管理に関する法律	… 3
(3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	… 4
(4) その他（災害・防災に係る法令）	… 7
3 地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての留意事項	… 9
(1) 被災動物等に関する都道府県の現状	… 9
(2) 自治体が策定している地域防災計画の確認と地域活動マニュアルの整合性	… 9
(3) 地域活動マニュアル策定（改定）委員会	… 9
(4) 地域活動マニュアル策定（改定）委員会の位置づけ	… 10
(5) 地域活動マニュアル策定（改定）委員会の構成	… 10
(6) 地域活動マニュアル策定（改定）に関して考慮すべき事項	… 10
(7) 地域活動マニュアル策定（改定）に際しての参考	… 11
4 地域活動マニュアルに収載すべき事項	… 19
(1) 平常時の活動	… 19
(2) 発災～24時間の活動（初動体制）	… 24
(3) 24時間～48時間の活動（前期救護体制）	… 26
(4) 48時間～72時間の活動（中期救護体制）	… 29
(5) 72時間以降の活動（後期救護体制）	… 31
(6) 復興時期の活動	… 32
(7) 終息期の活動	… 35
5 緊急災害時動物救護活動体系図	… 36
(1) 動物救護活動の組織図	… 36
(2) 災害時動物救護活動フロー	… 37
6 委員名簿	… 38
参考資料	… 39
(地域活動マニュアル策定（改定）に当たっての参考資料)	
1 動物救護活動の法令上の位置づけ	… 45
2 地域活動マニュアルに収載すべき事項	… 54

<今後の検討課題>

- 人や物資と一口にいても地域や状況によって現場で必要とされるものは異なることから、状況の変化に応じた支援を行っていけるような仕組みやマニュアルを事前に整備しておく必要がある。
- 寄付金等の活用により、平時からボランティアリーダーを務められるような人材の養成やボランティア獣医師等の登録事業を行うことについて検討することが必要である。
また、環境省の水鳥救護センターでは、年に1回程度、全国各地から獣医師等を集めて、重油流出事故等が発生した場合の救護方法等については研修を普段から実施。また、「災害時のペット救護マニュアル」の内容を熟知していない都道府県・都道府県獣医師会・動物愛護団体があったことから、このような仕組みの導入を環境省や関係自治体の協力を得ながら整備していくことが必要である。
- 平時から、同行避難についての認識を高める努力が必要である。また、同行避難ができるような飼養保管状況のペットにするために、狂犬病予防法に基づく畜犬登録の徹底やマイクロチップの装着率の向上などを含めて、飼い主に対する適正な飼養保管方法の普及啓発を行うことが必要である。

③その他

<救護活動の対象とすべき動物の範囲>

- ・寄付金募集のポスターには「被災したペットの飼い主に対する支援のための募集」と記載されているが、動物の愛護及び管理に関する法律の理念に基づき、所有者の判明しないペット等も救護活動の対象としたところである。
- ・畜産動物や野生動物の救護も必要なことであるが、緊急災害時動物救援本部の本来の役割や寄付者の意志を踏まえて、また、家庭動物とは救護の目的・方法や関係機関が異なることから、それらは緊急災害時動物救援本部以外の関係機関・団体の責任で別途に実施することを原則とする方向で、救護活動の対象とすべき動物の範囲についての整理を行うべきである。
- ・なお、検討にあたっては、①動物愛護上、救護対象動物の範囲を限定することについて否定的な考え方があること、②現実には家庭動物であるか否かの判断がつかない動物が存在する等の問題があること等に配慮することが必要である。また、特定動物（危険動物）を持ちこまれても飼養保管が困難である等のケースもあることから、実効性を考えながら、家庭動物の中でも救護活動の対象とするペットの種類を具体的に限定する必要があることにも留意することが必要である。
- ・一方、人が関わらない環境下で野外繁殖した個体を救護対象にすることについては、多種多様な意見が出されているが、義援金を充当した活動である以上は、義援金を拠出してくれた人達の意見を斟酌した対応とすることが基本である。なお、阪神淡路大震災では、野生状態で繁殖した第2世代以降の猫などについては被災動物ではないという判断をし、所有者の判明しない動物などとして行政機関が行う通常の措置の一環として取り扱われたという事例が報告されている。

(3) 関係機関との連携

<実施状況及び成果>

- ・緊急災害時動物救援本部の各構成団体の尽力の結果、従前にも増して、環境省、関係都道府県及び市町村、各都道府県の獣医師会、ペット関連産業団体との連携協力体制が強固に構築されたことによって、所期の成果が得られることになったと考えられる。
- ・また、近年の動物愛護に関する関心の高まりを受けて、全国各地から多数の動物愛護団体が現地におもむいて救護活動を実施するとともに、世界中に大きく報道されたこともあってか海外の団体からの寄付活動も見受けられたところである。
- ・しかし、現地の動物救援本部の立ち上げや活動が遅く、指導監督が徹底していなかったことにも原因があると考えられるが、色々な民間団体がそれぞれの意志で活動したために、全体として見た場合に計画的かつ効率的に救護活動が行われたとは言い切れない一面や、被災地から遠く離れたところに被災動物が収容された結果、飼い主に多大な不便をきたすことになってしまった事例もあった。また、事実関係の明確な確認はかなわなかったが、中には、社会的理解を得難い方法により救護活動をした団体も一部にあったとの情報が寄せられているところである。

※参考：都道府県等防災協定の締結状況

地方獣医師会と当該都道府県との「災害時における動物の救護活動に関する協定」締結状況等(日本獣医師会が平成24年1月に実施した「地方獣医師会に対するアンケート調査」を基に状況を整理した。)

ア 協定締結等 … 26 地方獣医師会と 19 都府県・7 政令指定都市
イ 協定締結予定・検討中 … 13 地方獣医師会と 12 道県・1 政令指定都市
ウ 未定 … 16 地方獣医師会と 16 県

<今後の検討課題>

- 現地における救援活動をより効果的・効率的なものとするために、緊急災害時動物救援本部が支援する救護活動については、その救護方法に関する一定のガイドラインを平時から作成し、民間の愛護団体にもあらかじめ示しておくべきである。
- ガイドライン作成にあたっては、発災時に現地救護本部の中心となる都道府県や獣医師会と協議を行うことが必要であるほか、緊急災害時動物救援本部や現地救護本部とは考え方や救護活動の仕方が異なる動物愛護団体も数多くあることや、収容施設（シェルター）の所在地と被災地との距離を考えた効率性や費用対効果についても考慮することが必要である。

(4) 広報

<実施状況及び成果>

- ・発災後、迅速にホームページの作成、ポスターの配布等の広報活動を行い、緊急災害時動物救援本部の活動状況、寄付やボランティア要員の募集の呼びかけ、寄付金等の執行報告などを適時的確に実施した。
- ・しかし、広報活動に使用できる金額や使途に関する要件が整理されていないなど、寄付金をできる限り有効に活用する観点から広報活動経費を必要最小限のものに限定するしくみが十分でなかったことについては改善の余地がある。
- ・また、寄付金等の決算結果などに関する報告は、詳細が具体的に分かり難いものとなっており、また、対象も寄付資材等に関する情報が少ないなど、寄付金を中心となっていたことについても改善の余地がある。

※参考：主な広報活動の一覧

広報媒体	概要	年月日
インターネット	救援本部のホームページ作成・運営 第1期アドレス： http://www.jpc.or.jp/saigai 第2期アドレス： http://www.doubutsukyuen.org/	2011.3.22～2011.6.30 2011.7.1～現在
	各構成団体ホームページにて活動を紹介・報告	2011.3～現在
	msn ペットサーチ（日本マイクロソフト社）による被災犬猫の保護情報提供・飼い主募集	2011.4.14～ 2012.11.26
ポスター	義援金募集、熱中症対策、保護表示、医療費助成等	
各構成団体会報	「動物たち」、「JAWS レポート」、「愛玩動物」にて活動を紹介・報告	

<今後の検討課題>

- ・寄付の募集や活動状況報告等に関する情報については、より広く詳細かつ迅速に提供していく方法をさらに充実していく必要がある。また、寄付者に対する説明責任を十分かつ漏れなく果たせるように、すべての寄付についてより詳細に報告ができるようにする観点からの報告すべき内容の整理も必要である。
- ・また、寄付金は救護活動に直接に役立つように使うことが基本であることを踏まえて、広報活動に使用できる金額や使途に関する要件の整理が必要である。

緊急災害時動物救援本部のホームページ（トップページのみ抜粋）



**どうぶつ
救援本部**

東日本大震災は、
まだつづいている。

どうぶつたちの
新しい飼い主を探しています。

どうぶつ救援本部について

お知らせ・プレスリリース

活動報告

寄付・支援

義援金の使い道

被災地の方へ

よくある質問

寄付・支援 Support

-  義援金の受け入れ
-  物資の支援
-  ボランティア募集
-  ポスター
リンクバナー
-  協賛企業一覧
-  支援者一覧



福島シェルターで保護しているどうぶつの
新しい飼い主を探しています。

お知らせ Information



2013年02月28日
救援物資募集一覧を更新いたしました。

[詳細はこちら](#) →



2013年02月28日
福島県における被災犬・猫の不妊・去勢手術助成金事業は終了いたしました。

[詳細はこちら](#) →



2013年02月21日
東日本大震災に伴う義援金募集の停止について

[詳細はこちら](#) →

- ▶ 2012年09月25日 AHAから救援本部へ日本ペット義援金給付が決定しました
- ▶ 2012年07月07日 第3期義援金交付の受付を開始いたしました
- ▶ 2012年06月21日 平成22年度・23年度決算報告を掲載いたしました。
- ▶ 2012年06月10日 Pontaのポイントをご寄附いただけるようになりました。

行方不明の動物を探しています

リンク Links

Click here for
English page

福島県動物救護本部

ペットと暮らせる物件情報
住まいりんぐ

福島被災保護動物リスト集
冊子でペットを探せます
現在約1900頭掲載

▶ 外部リンクに関する注意事項

活動報告 Report



2012年06月30日
大震災から1年3か月…猫ちゃんの本当の飼い主さんが見つかりました！（救援本部スタッフより）

[詳細はこちら](#) →



2012年03月01日
富岡町役場へ支援物資をお届けしました（救援本部スタッフより）

[詳細はこちら](#) →



2012年01月28日
救援本部福島シェルターの馬場国敏獣医師が絵本を出版しました

[詳細はこちら](#) →

プレスリリース Press Release

-  第三期交付に関する検討事項について
-  福島県の三春町に所在するどうぶつ救援本部直営のシェルターの閉鎖について
-  義援金の交付先の公開について



**どうぶつ
救援本部**

緊急災害時動物救援本部

事務局 公益財団法人日本動物愛護協会内

Address : 〒107-0062 東京都港区南青山7-8-1 南青山ファーストビル6階

Mail : support@doubutsukyuen.org

(公財)日本動物愛護協会 (公社)日本動物福祉協会 (公社)日本愛玩動物協会 (公社)日本獣医師会

Ⅲ 「救護」のあり方に関する提言

- ・緊急災害時動物救援本部は、従前にも増して被災動物の救護活動に多大な貢献をしたと評価できる一方で、今後とも、さらに的確かつ効率的に救護活動を推進することができるように所要の改善を不断に行っていくことが肝要である。そのためには、今回の東日本大震災における救護活動を通して得られた経験や知見を踏まえて、プロジェクトチームを組織するなどして、特に次の4つのテーマを基軸として前述した個別の諸課題の検討に早急に取り組まれることを期待したい。

- ①救護の理念や方法の確立に向けた調査研究の推進
- ②発災時の救護活動や平時からの普及啓発活動に専念できる体制の強化・拡充
- ③各都道府県における救護担当行政機関や関係獣医師・動物愛護団体との平時からの連携の強化
- ④首都直下型地震や南海トラフ巨大地震等への対応に関する適切な準備
- ⑤国が策定している「被災動物の救護対策ガイドライン」（環境省動物愛護管理室）との整合性のある救護のあり方を検討する。

IV 今後の評価委員会の進め方

・今後、以下のことを勘案しながら、必要に応じて評価委員会を開催していくこととする。

- ①本報告書においてとりまとめられた評価結果に対する緊急災害時動物救援本部の取り組み状況については、然るべき時期に本評価委員会または緊急災害時動物救援本部自らによる点検作業が実施されるべきであること。
- ②現在も福島県においては救護活動が継続して行われているが、この救護活動が、本報告書にまとめられた評価結果を活かして、より効果的・効率的・公平・公正なものとなるように本評価委員会としても注視していく必要があること。
- ③すべての救護活動が終息した段階で、本報告書（中間報告）による評価の過不足を見極めたうえで、評価報告書の最終とりまとめの必要性を検討する必要があること。

**東日本大震災緊急災害時動物救援本部
評価委員会の開催経緯**

開催時期		内容
第1回	平成24年7月6日(金)	委員顔合わせ、概要説明、スケジュール設定
第2回	平成24年8月28日(火)	現地調査：第1班 ①岩手県環境生活部くらしの安全課 ②岩手県獣医師会(岩手県災害動物救護本部) ③動物いのちの会いわて
	平成24年8月29日(水)	現地調査：第1班・第2班合同 ①福島県保健福祉部食品生活衛生課 (福島県動物救護本部24年3月まで) ②福島県獣医師会(福島県動物救護本部24年4月から) ③飯野シェルター ④三春シェルター、 ⑤環境省シェルター
	平成24年8月30日(木)	現地調査：第2班 ①宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 ②宮城県獣医師会(宮城県緊急災害時被災動物救護本部) ③仙台市獣医師会(仙台市被災動物救護対策本部) 仙台市動物管理センター ④宮城県動物愛護センター ⑤名取市閑上地区視察(被災地)
第3回	平成24年9月3日(月)	①現地調査結果報告と意見交換 ②救援本部庶務チーム、現場チームのヒアリング
第4回	平成24年11月19日(月)	論点の整理及び検討
第5回	平成25年1月29日(月)	中間報告骨子案の検討
第6回	平成25年3月19日(火)	中間報告書の検討

以上

**東日本大震災緊急災害時動物救援本部
評価委員会の委員等名簿**

	氏名	選任分野	現職・経験
委員長	青木 人志	学識経験者	一橋大学大学院教授、法学博士
委員	沼田 一三	行政・震災経験者	兵庫県動物愛護センター所長 獣医師、阪神淡路大震災経験者
委員	上村 清隆	行政・震災経験者	新潟県湯沢町長、獣医師 新潟県中越大震災経験者
委員	杉本 恵子	災害ボランティア 協力者	南小岩ペットクリニック医療サポート センター院長、獣医師
委員	湯沢 和人	会計経験者	元三井信託銀行支店長

当初は、東海林克彦氏（元環境省動物愛護管理室長、東洋大学教授、農学博士）が委員長を務めていたが、平成 24 年 12 月公益社団法人日本愛玩動物協会の会長に就任したことから、委員長及び委員を辞任し、青木人志委員が委員長に就任。

事務局	公益社団法人日本愛玩動物協会	常務理事	佐々木 勲
	〃	職員	白井 百合

**東日本大震災緊急災害時動物救援本部
評価委員会設置要綱**

(名 称)

第1条 この委員会の名称は、東日本大震災緊急災害時動物救援本部評価委員会（以下「委員会」という）とする。

(目 的)

第2条 委員会は、東日本大震災に於ける、緊急災害時動物救援本部（以下「救援本部」という）の業務遂行及び義援金の活用等について、専門家としての知見と経験に基づいて評価を行い、その結果を本部長に報告することを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長を含む6名以内で組織する。

② 委員は、原則として、救援本部と直接の利害関係のない有識者の中から、本部長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会設置時から2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

② 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く

② 委員長は、委員の互選によって選出する

③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

④ 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

② 委員会は委員の過半数の出席が無ければ議事を開くことができない。

③ 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

④ 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝 金)

第7条 委員に対し謝金を支払うことができる。

(経 費)

第 8 条 委員が、委員会の職務を行うために、必要とする交通費、資料費等は、経費として救援本部の基金の中から支給する。

② 前項の旅費の規定は、救援本部の規定に準ずる。

(事 務)

第 9 条 委員会の運営を円滑にするための総務事務は、救援本部推進部庶務チームが担当し、事務処理は（公社）日本愛玩動物協会が行う。

② 委員会の経理処理は、救援本部事務局が担当する。

(要綱の変更)

第 10 条 この要綱を変更しようとするときは、委員会の議決を経なければならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。